

財務調査課関係資料

1. 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について・・・・・・・・・・ 1
2. 公共施設等適正管理推進事業債について・・・・・・・・・・ 10
3. 地方公会計における財務書類等の作成・更新の早期化等について・・ 13
4. 基金の積立て状況等の「見える化」の推進について・・・・・・・・ 31
5. 地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進について・・ 33
6. 地方公会計の「見える化」の推進について・・・・・・・・・・ 35
7. 地方公共団体財政健全化法の適切な運用について・・・・・・・・ 37
8. 若者定着に向けた地方創生の取組について・・・・・・・・・・ 39
9. 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について・・・・・・・・・・ 42

令和4年1月24日
総務省自治財政局財務調査課

1 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請）※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

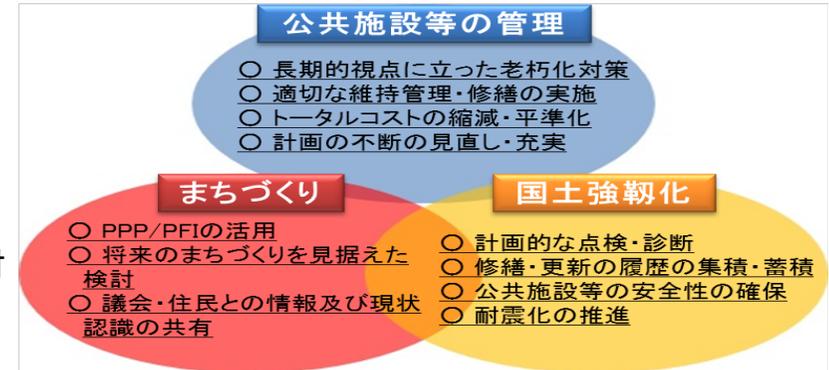
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※令和2年度までに策定

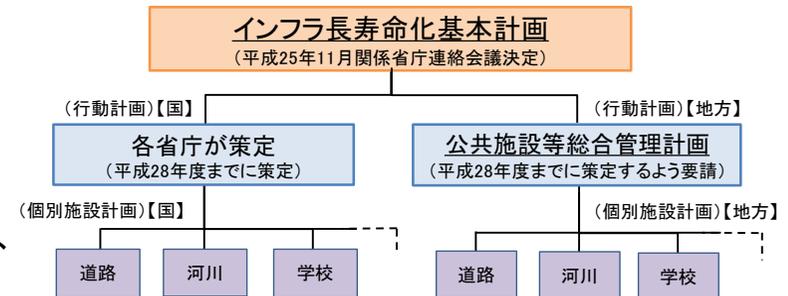
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

見直しを実施中

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率 0.5)。

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み

令和3年9月30日時点

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計	団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計			都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
北海道	1	174	175	0	5	5	180	滋賀県	1	13	14	0	6	6	20
青森県	1	40	41	0	0	0	41	京都府	1	26	27	0	0	0	27
岩手県	1	30	31	0	3	3	34	大阪府	1	37	38	0	6	6	44
宮城県	1	30	31	0	5	5	36	兵庫県	1	37	38	0	4	4	42
秋田県	1	24	25	0	1	1	26	奈良県	1	39	40	0	0	0	40
山形県	1	35	36	0	0	0	36	和歌山県	1	30	31	0	0	0	31
福島県	1	51	52	0	8	8	60	鳥取県	1	19	20	0	0	0	20
茨城県	1	30	31	0	15	15	46	島根県	1	19	20	0	0	0	20
栃木県	1	23	24	0	1	1	25	岡山県	1	19	20	0	8	8	28
群馬県	1	32	33	0	3	3	36	広島県	1	23	24	0	0	0	24
埼玉県	1	59	60	0	4	4	64	山口県	1	19	20	0	0	0	20
千葉県	1	46	47	0	8	8	55	徳島県	1	24	25	0	0	0	25
東京都	1	31	32	0	31	31	63	香川県	1	17	18	0	0	0	18
神奈川県	1	23	24	0	10	10	34	愛媛県	1	20	21	0	0	0	21
新潟県	1	26	27	0	4	4	31	高知県	1	31	32	0	3	3	35
富山県	1	15	16	0	0	0	16	福岡県	1	57	58	0	3	3	61
石川県	1	17	18	0	2	2	20	佐賀県	1	15	16	0	5	5	21
福井県	1	16	17	0	1	1	18	長崎県	1	21	22	0	0	0	22
山梨県	1	23	24	0	4	4	28	熊本県	1	45	46	0	0	0	46
長野県	1	76	77	0	1	1	78	大分県	1	18	19	0	0	0	19
岐阜県	1	42	43	0	0	0	43	宮崎県	1	26	27	0	0	0	27
静岡県	1	35	36	0	0	0	36	鹿児島県	1	43	44	0	0	0	44
愛知県	1	51	52	0	3	3	55	沖縄県	1	30	31	0	11	11	42
三重県	1	29	30	0	0	0	30	合計	47	1,586	1,633	0	155	155	1,788

令和3年度までに見直し予定の団体の割合 : 91.3% 5

個別施設計画の策定状況

令和3年11月15日
 経済財政諮問会議
 経済・財政一体改革推進委員会
 国と地方システムWG資料

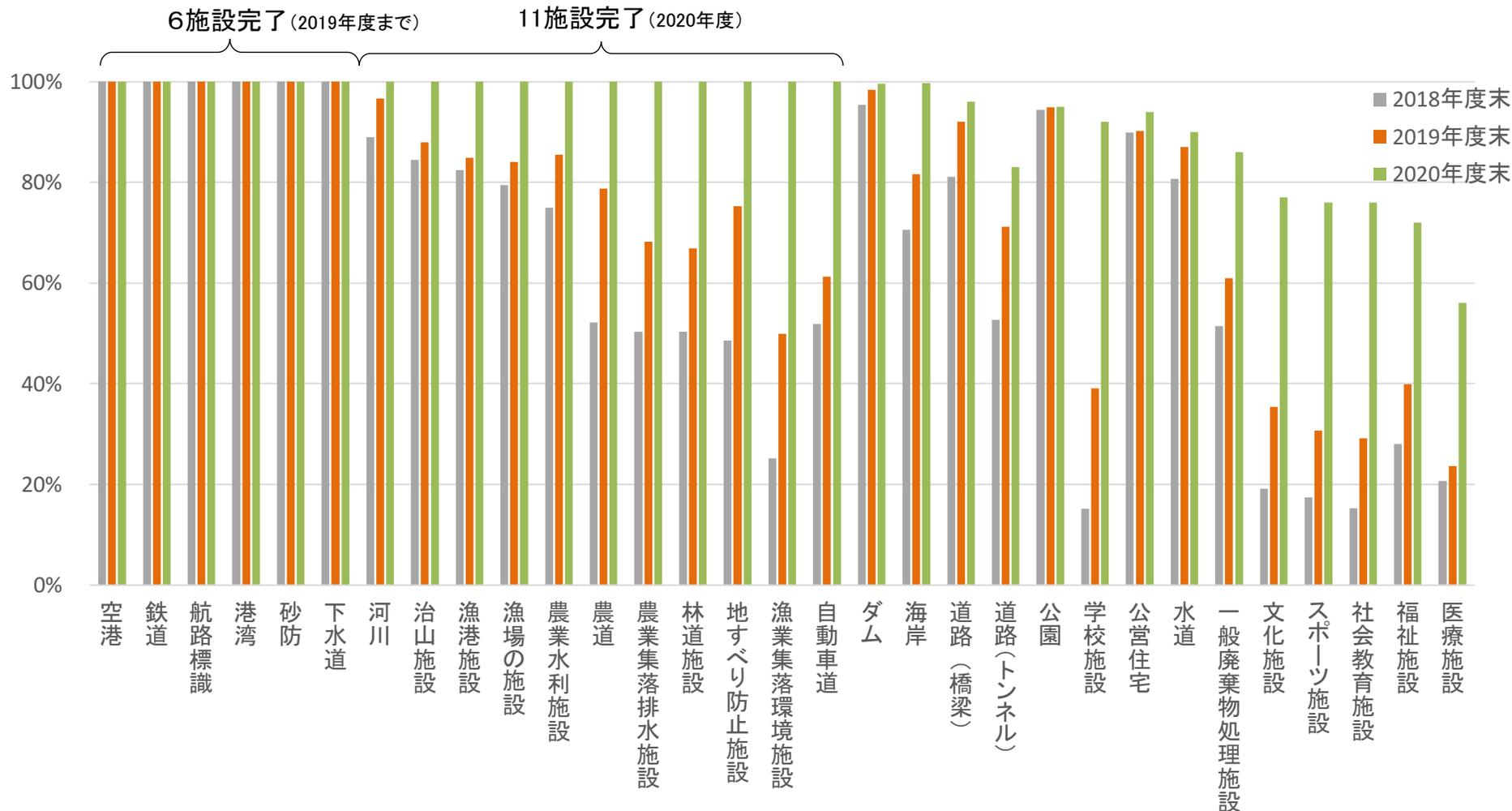
【工程表における目標】

個別施設計画の策定率:2020年度末までに100%

【現状】

17施設で策定完了。

(一部、コロナの影響や施設の複合化等を合わせて検討していること等により、策定が遅れている。)



社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見る化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁》</p>		
		<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁》</p>		
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>			

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業①

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業②

＜令和4年度＞

支援分野	支援方法		
	課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
公営企業の経営戦略の改定・経営改善	団体の希望に応じ派遣	経営戦略の未策定事業を個別支援	都道府県の希望に応じ派遣
公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組		—	
上下水道の広域化等		—	
第三セクターの経営健全化		経営健全化方針未策定団体を個別支援	
公営企業会計の適用		3万人未満の団体における公営企業会計未適用事業（下水道・簡易水道等）を個別支援	
地方公会計の整備・活用		H30～R2年度決算の地方公会計の未整備団体等を個別支援	
公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）		総合管理計画の見直しを行っていない団体を個別支援	
派遣受入主体		市区町村・公営企業等	

※いずれの事業も、アドバイザーのリストの中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣

2 公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度

【事業費】 5,800億円（令和3年度：4,800億円）

（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

- 【対象事業】
- 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダムの追加）
 - 「脱炭素化事業」の追加



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <u>長寿命化事業【拡充】</u> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 〔道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <u>脱炭素化事業【新規】</u> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

公共施設等適正管理推進事業債の対象施設

事業名	対象施設 ※1			参考
	公共施設 ※2		公用施設	
		社会基盤施設		
①集約化・複合化	○			<ul style="list-style-type: none"> 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象
②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加
③転用	○ 他の公共施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能
④立地適正化	○			<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業を補完する事業 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象
⑥脱炭素化	○	○	○	令和4年度から新規追加
⑦除却	○	○	○	

※1 公営企業施設は対象外。

※2 ①～⑥の事業について、公営住宅は対象外。

(参考)

各地方公共団体の公共施設等総合管理計画の主たる記載内容の一覧及び自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きについて総務省HPで掲載

掲載URL: <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

3 地方公会計における財務書類等の 作成・更新の早期化等について

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和3年3月末時点で、令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の87.5%にあたる1,565団体が整備(更新)済み。
- 令和3年3月末時点で、令和元年度決算に係る財務書類については全団体の86.1%にあたる1,539団体が作成済み。

【令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
整備(更新)済み	42 (89.4%)	1,523 (87.5%)	20 (100.0%)	1,503 (87.3%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和元年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
作成済み	42 (89.4%)	1,497 (86.0%)	20 (100.0%)	1,477 (85.8%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

【参考】令和元年度決算に係る財務書類等の整備状況（都道府県別）（R3. 3. 31時点）

○都道府県

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
北海道	○	○
青森県	○	○
岩手県	○	○
宮城県	○	○
秋田県	○	○
山形県	○	○
福島県	○	○
茨城県	○	○
栃木県	○	○
群馬県	○	○
埼玉県	○	○
千葉県	○	○
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県	○	○
石川県	○	○
福井県	○	○
山梨県	○	○
長野県	○	○
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	○	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府	○	○
兵庫県	○	○
奈良県	○	○
和歌山県	○	○
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	○	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県	○	○
福岡県	○	○
佐賀県	○	○
長崎県	○	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	○	○
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○
合計	42	42

○政令指定都市

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
札幌市	○	○
仙台市	○	○
さいたま市	○	○
千葉市	○	○
横浜市	○	○
川崎市	○	○
相模原市	○	○
新潟市	○	○
静岡市	○	○
浜松市	○	○
名古屋市	○	○
京都市	○	○
大阪市	○	○
堺市	○	○
神戸市	○	○
岡山市	○	○
広島市	○	○
北九州市	○	○
福岡市	○	○
熊本市	○	○
合計	20	20

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	団体数	固定資産台帳		一般会計等財務書類 (財務4表)	
		整備済み		作成済み	
北海道	178	149	(83.7%)	150	(84.3%)
青森県	40	30	(75.0%)	32	(80.0%)
岩手県	33	30	(90.9%)	24	(72.7%)
宮城県	34	26	(76.5%)	27	(79.4%)
秋田県	25	22	(88.0%)	22	(88.0%)
山形県	35	29	(82.9%)	29	(82.9%)
福島県	59	42	(71.2%)	39	(66.1%)
茨城県	44	37	(84.1%)	37	(84.1%)
栃木県	25	25	(100.0%)	24	(96.0%)
群馬県	35	26	(74.3%)	24	(68.6%)
埼玉県	62	59	(95.2%)	58	(93.5%)
千葉県	53	45	(84.9%)	44	(83.0%)
東京都	62	52	(83.9%)	51	(82.3%)
神奈川県	30	27	(90.0%)	27	(90.0%)
新潟県	29	23	(79.3%)	22	(75.9%)
富山県	15	12	(80.0%)	12	(80.0%)
石川県	19	14	(73.7%)	12	(63.2%)
福井県	17	14	(82.4%)	13	(76.5%)
山梨県	27	27	(100.0%)	27	(100.0%)
長野県	77	76	(98.7%)	77	(100.0%)
岐阜県	42	41	(97.6%)	41	(97.6%)
静岡県	33	29	(87.9%)	29	(87.9%)
愛知県	53	47	(88.7%)	46	(86.8%)
三重県	29	26	(89.7%)	27	(93.1%)
滋賀県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
京都府	25	19	(76.0%)	18	(72.0%)
大阪府	41	29	(70.7%)	24	(58.5%)
兵庫県	40	35	(87.5%)	35	(87.5%)
奈良県	39	35	(89.7%)	34	(87.2%)
和歌山県	30	29	(96.7%)	28	(93.3%)
鳥取県	19	17	(89.5%)	16	(84.2%)
島根県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
岡山県	26	23	(88.5%)	21	(80.8%)
広島県	22	18	(81.8%)	18	(81.8%)
山口県	19	16	(84.2%)	16	(84.2%)
徳島県	24	24	(100.0%)	24	(100.0%)
香川県	17	16	(94.1%)	16	(94.1%)
愛媛県	20	18	(90.0%)	18	(90.0%)
高知県	34	34	(100.0%)	33	(97.1%)
福岡県	58	48	(82.8%)	48	(82.8%)
佐賀県	20	18	(90.0%)	19	(95.0%)
長崎県	21	15	(71.4%)	15	(71.4%)
熊本県	44	40	(90.9%)	40	(90.9%)
大分県	18	18	(100.0%)	18	(100.0%)
宮崎県	26	25	(96.2%)	25	(96.2%)
鹿児島県	43	43	(100.0%)	42	(97.7%)
沖縄県	41	39	(95.1%)	39	(95.1%)
合計	1,721	1,503	(87.3%)	1,477	(85.8%)

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）						
		22	23	24				
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>			→	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）							
		22	23	24					
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p> <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の使途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>	→	→	→	→	→	→	→

予算科目と公会計の勘定科目の統一化／日々仕訳システムの導入（神奈川県山北町）

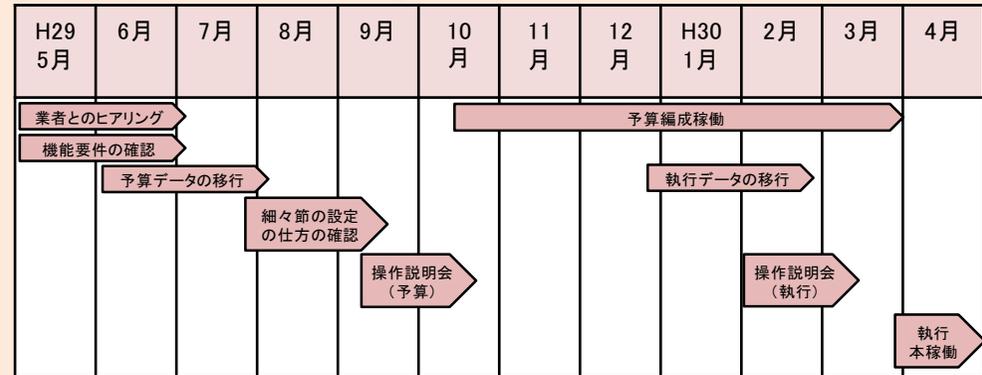
事例概要

- 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入にあたって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】



【細々節への登録イメージ】

細々節の科目(設定前)	細々節の科目(設定後)
借上料	借上料(所有権移転)(資産計上) 借上料(所有権移転外)(費用計上)
改修工事	改修工事(資産計上) 修繕費(費用計上)

注: 借上料と改修工事は、資産計上するものと費用計上するものへと分割される。

効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができている。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

財務書類等の早期作成・公表（奈良県奈良市）

事例概要

- 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。

取組内容

- 予算査定の繁忙期(9月中旬)などと重ならないよう、地方公会計の繁忙期を6～8月頃にするため、平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。
- 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。
- 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に関係する支出(投資的経費)について、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。
- 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、決算年度の翌年度6月～8月にかけて、財政担当課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。
- 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、財務書類について公表している。

【作業スケジュール】

作成書類	...	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...
固定資産台帳			各課へ照会 (台帳登録に関係する支出(投資的経費)について、事業担当課において仕訳作業を実施。工事設計書等をもとに、耐用年数ごとに支出額を振り分け)				マッチング(台帳登録) (財務会計システムの支出データと突合の上、固定資産台帳への登録)				
							固定資産の異動処理 (除却資産や所管換え等の資産)				
								附属明細書の作成 (BS関係)			
財務書類						各課へ照会 (資産の売却、出資金、貸付金、未収債権等の仕訳の確認)			決算整理 (非資金仕訳など、支出データから自動で仕訳できないものについて手動で仕訳を実施)		
							注記・附属明細書の作成		分析資料の作成		
										公表	

※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。
 ※ 青枠部分が、財政担当課における作業。

効果等

- 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当者の地方公会計に対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。

固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組（愛媛県砥部町）

事例概要

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目に対応するように予算科目を設定することにより、仕訳作業を効率化するとともに、資産形成を伴う支出伝票の決裁時には資産登録伝票の添付を要件化し、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。

取組内容

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目と予算科目が対応するよう、勘定科目に合わせて予算細節・細々節を細分化。
(例) 委託料について、資産形成に繋がるものと、費用計上するもの(資産外)に分類
→ 予算編成段階で資産計上するものの特定が可能に
- 資産形成に繋がる支出伝票には、決裁時に「取得資産登録伝票」を添付することを要件化し、台帳登録が漏れていた場合は支出処理自体を停止する仕組みとすることで、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。
- 支出伝票決裁時には、会計課において「取得資産登録伝票」の添付状況を確認し、1ヶ月分をまとめて、管財担当課に回付し、台帳登録内容を確認する。その後、財政担当課で最終確認として、財務会計システム内の仕訳データと固定資産台帳の登録内容が一致していることを確認する。

平成27年度砥部町当初予算書

7 賃金	1,172	【02-01-05-01 総務課】	22,602
9 旅費	110	1 庁舎維持管理事業	1,172
11 需用費	14,868	7 賃金	1,172
12 役員費	2,049	①臨時雇賃金	1,172
13 委託料	6,332	11 需用費	12,276
14 使用料及び賃借料	2,317	①消耗品費	396
15 工事請負費	755	②燃料費	1,321
18 備品購入費	515	⑤光熱水費	6,926
19 負担金補助及び交付金	60	⑦修繕料(資産)	729
27 公課費	103	⑧修繕料(資産外)	2,904
		12 役員費	602
		②手数料(資産外)	592
		13 委託料	6,392
		①委託料(資産)	1,199
		・電話交換設備設計委託料	972
		・議場システム改修委託料	227
		②委託料(資産外)	5,093
		・庁舎設備管理等委託料	3,047
		・庁舎清掃委託料	778
		・庁舎電気工作物保安委託料	246
		・庁舎庭園管理委託料	353
		・庁舎浄化槽管理委託料	247
		・非常用電源設備保守点検委託料	422
		14 使用料及び賃借料	990
		③機器等借上料	857
		⑦放送受信料	133
		15 工事請負費	755
		②補修工事費(資産)	755
		・窓口カウンター改修工事	755
		18 備品購入費	515
		①機械備品購入費(資産)	321
		⑦庁用器具購入費(資産外)	194
		3 給食センター改築事業費	192,964
		11 需用費	85
		①消耗品費	85
		13 委託料	42,431
		④建設工事設計監理委託料(資産)	8,411
		・給食センター用地造成工事設計委託料	6,595
		・給食センター水道配水管設備工事設計委託料	1,816
		⑦建設工事設計監理委託料(建仮)	34,020
		・給食センター建築設計監理委託料	34,020
		15 工事請負費	49
		③建設工事費(臨時)	49
		・砥部町環境土木地理工事	49

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの(資産外)に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるため、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

固定資産台帳への登録済の伝票

取得資産登録伝票	
決	算
平成27年度	資産番号 427051000001
10	一般会計
0101012010	総務課
01020101060100010001	物品

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています。

臨時も明示

効果等

- 出納閉鎖時(6月1日)において、仕訳の確認と固定資産台帳の更新が概ね完了している状況となるため、出納閉鎖後速やかに作業に入り、9月議会に間に合うように財務4表を完成させることが可能となった。
- 台帳登録済みの伝票がない場合に支出処理自体を停止する仕組みにより、固定資産台帳への登録漏れがなくなった。
- 支出伝票の処理と同時に固定資産台帳への登録作業を行うことにより、台帳登録作業が日々のルーティンワークに溶け込み、公会計の事務に対する職員の負担感を軽減させることに繋がった。

地方公会計の活用状況

(単位: 団体)

区分	都道府県		市区町村		合計					
					指定都市	指定都市除く 市区町村				
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17	(36.2%)	946	(54.3%)	14	(70.0%)	932	(54.2%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	4	(8.5%)	82	(4.7%)	3	(15.0%)	79	(4.6%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類等の情報を活用した	4	(8.5%)	207	(11.9%)	4	(20.0%)	203	(11.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類等の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	97	(5.6%)	3	(15.0%)	94	(5.5%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	7	(14.9%)	211	(12.1%)	6	(30.0%)	205	(11.9%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39	(83.0%)	441	(25.3%)	14	(70.0%)	427	(24.8%)	480	(26.8%)
財務書類等の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	11	(23.4%)	15	(0.9%)	7	(35.0%)	8	(0.5%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	0	(0.0%)	23	(1.3%)	0	(0.0%)	23	(1.3%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	2	(4.3%)	63	(3.6%)	3	(15.0%)	60	(3.5%)	65	(3.6%)

※ %表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

資産管理への活用が想定される場面

- ① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定
 - ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
 - ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
 - ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等
- ② モニタリング
 - ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等
- ③ 財源の確保
 - ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（千葉県印西市）

事例概要

- 公共施設等総合管理計画の策定において、固定資産台帳のデータを元にして、「公共施設の状況」や「公共施設等の将来の更新等費用の見通し」などを作成した。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳に掲載されたデータを元に、「公共施設の状況」（保有状況・整備状況）として、施設分類ごとの施設数・延床面積、建築年度別の延床面積のデータを算出し、計画に掲載。
- また、「公共施設等の将来の更新等費用の見通し」として、公共施設については、固定資産台帳のデータを元に、以下の条件設定で費用を算出。
 - ・ 更新サイクル：法定耐用年数経過時に更新するものと設定
 - ・ 更新費用：固定資産台帳の評価額又は再調達価格に解体費用を加算したものと設定
 - ・ 大規模修繕サイクル：建替えサイクルの半分の期間を設定
 - ・ 大規模修繕費用：建替え費用から解体費用分を控除した金額の半分の費用を設定
- 公共施設の将来の更新等費用は1年あたり約20億円と算出されたが、過去の実績等から算出した充当可能見込み財源（約13億円）内に収めるためには、34%縮減する必要があることから、公共施設保有量（延床面積）について、計画期間で34%縮減する数値目標を設定。

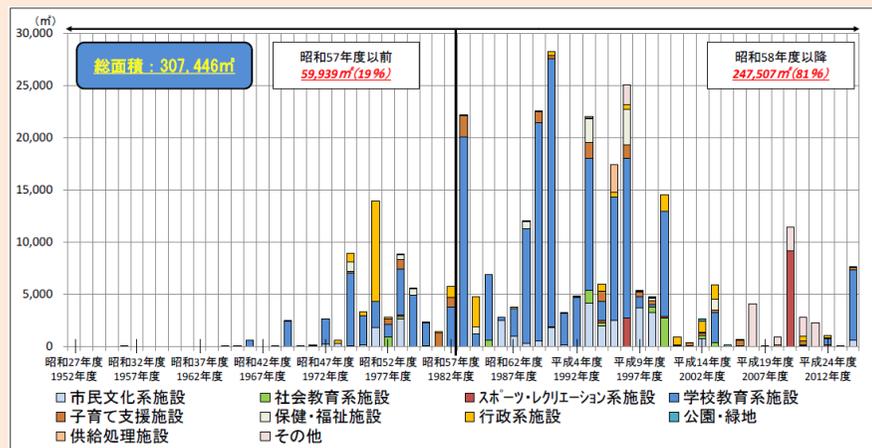


図 2-19 公共施設の建築年度別延床面積

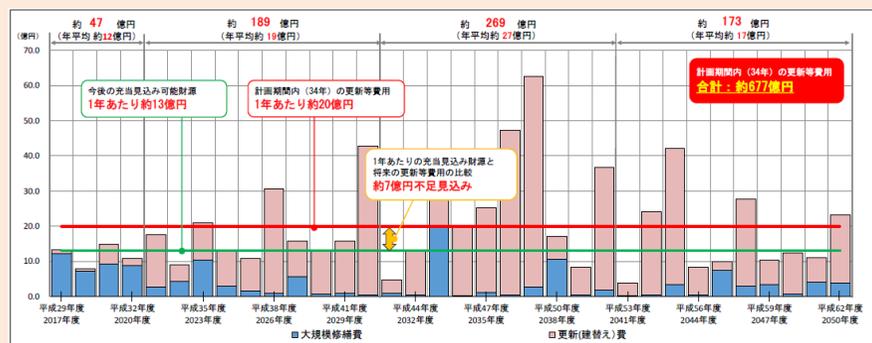


図 2-21 公共施設の将来の更新等費用の推計

効果等

- 固定資産台帳から得られる情報を活用した定量的なデータをもとに、将来の更新等費用の推計や、施設保有量の縮減目標を設定することが可能となった。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（兵庫県洲本市）

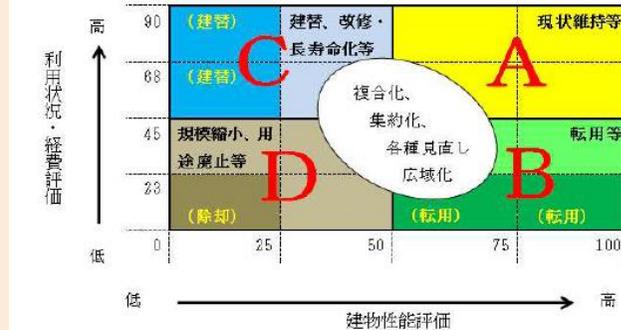
事例概要

- 個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

- 平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。
- 「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータから、取得価額や耐用年数などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化比率を算出し、施設の利用状況等と組み合わせ、マトリクス分析を実施。
- 「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。
- その結果を踏まえつつ、委員会において、今後の施設の統廃合・用途廃止について検討を実施。今後、個別施設計画に検討結果を反映予定。

【施設評価判定表】



施設カルテ（抜粋）

施設カルテ						
					基準日	平成30年3月31日
施設基本情報						
大分類	市民文化系施設		中分類	集会施設		
施設名	洲本中央公民館		所管課	生涯学習課		
施設評価・判定						
項目	数値	平均値	判定	得点	判定基準	
1 一人当たり経費(円)	-658	-881	B	20	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB	
2 一人当たり面積(m ²)	0.03	0.11	A	30	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB	
3 稼働率			A	30	A: 稼働率75%以上~100%、B: 50%以上~75%未満、C: 25%以上~50%未満、D: 0%以上~25%未満、稼働率が不明な施設はC	
利用状況・経費評価(縦軸)					80	
4 老朽化比率	95%		D	0	A: 老朽化率25%未満、B: 25%以上50%未満、C: 50%以上75%未満、D: 75%以上	
5 耐震性能			B	20	A: 新耐震基準(1981年6月以降)で建てられた建物 B: 新耐震基準でないが、耐震改修済、もしくは耐震診断で問題なしと判定された建物 C: 耐震性能不安なし。耐震診断未実施(不明な場合はC) D: 耐震性能不安あり。耐震診断で問題あり	
6 バリアフリー			D	0	A: バリアフリー新法対応(2006年12月~) B: 改正ハードビル法に対応(2003年4月~) C: ハードビル法に対応(1994年6月~) D: 法非対応(~1994年5月) ※B~Dでも、バリアフリー項目を満たしている場合はAとする。	
7 自主点検			B	15	A: 目立った問題なし B: 微細な問題はあるが、事故に結びつく可能性は低い C: 今後事故につながる可能性があり、改善が必要 D: 事故発生の可能性が高く、早急な対応が必要 ※複数棟ある場合は、床面積の大きい主要な建物の評価に合わせます。	
建物性能評価(横軸)					35	

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

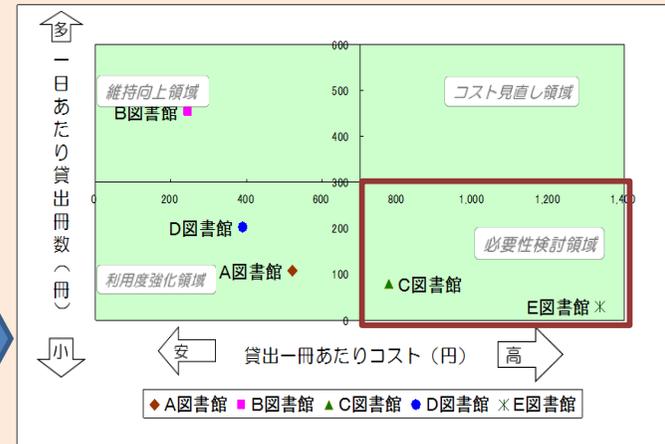
- 必要性検討領域（右図の右下太枠）にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

<施設別行政コスト計算書> (単位:千円)

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

<一冊当たりのコストを算出>

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

セグメント分析の実施（福島県郡山市）

事例概要

- 庁内全体で課別・事業別の財務書類を作成・分析を実施しており、例えば、郡山カルチャーパーク(遊園地・プールの複合施設)については、セグメント分析により、改修等のための財源の確保が課題と認識し、PFI手法の導入検討に繋げるなど、政策立案の根拠資料として活用。

取組内容

- 予算科目を1課1目に組み替え、施設に関する予算は関連施設別に「細目」の中で集約することで、課別・事業別の財務書類を効率的に作成。各担当課は、現状・課題を踏まえた分析を実施し、財政課は、翌年度予算の査定時の参考資料としても活用。
- 具体的な事例として、郡山カルチャーパークについては、セグメント分析により、有形固定資産減価償却率が70.5%と高く、施設の老朽化が進んでおり、将来的に修繕・改修等が予想されるため、財源の確保が課題であることを認識。
- 民間活力の活用を含め、様々な手法を検討するため、アンケート調査及びオンラインサウンディング(民間事業者からの意見聴取)を実施。PFI手法での事業化を望む声があったことを踏まえ、PFI導入に向けて予算化を進めている。

①事業の成果及び財務分析

- ◆フリーパスの利用日を増加したことにより、施設利用者数は2010年度比で5.9%増加、前年度比では5,555人(0.4%)増加しております。また、利用料金収入はフリーパス発行(別途収入)が増加しましたが、施設料金収入としては、前年度比で△18,482千円(△24%)と減少しております。
- ◆有形固定資産減価償却率(老朽化比率)は70.5%と高い割合となっており、プール塗装など計画的に改修工事を進めております。
- ◆事業に係る人員は、指定管理者の公募にかかる業務があった前年度に比べ減となっております。

②2019年度末の「事業の成果及び財務分析」を踏まえた今後の課題

- ◆大型施設や高額な設備機器等の修繕、改修等が予想されるため、効率的かつ計画的に施設修繕を行うとともに施設のリニューアルを含めた改修を検討する必要があります。財源の確保が課題となっております。
- ◆今後、既存施設(大型遊具、流れるアール等)の魅力を生かしつつ、さらに利用者のニーズに合わせた事業の拡大・見直し、定期的なイベントの開催や効果的な情報発信に努めていく必要があります。
- ◆利用者が安心して施設を利用できるよう「新たな生活洋式」に対応した新型コロナウイルス感染症対策を早急に実施する必要があります。

民間活力の活用を含め、様々な手法を検討するため、アンケート調査やサウンディングを実施

事業別財務書類(抜粋)

<公園緑地課「郡山カルチャーパーク費」>

①行政コスト計算書 (単位:千円)

勘定科目	2017年度	2018年度 A	2019年度 B	差額 B-A
行政収入				
地方税	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0
国庫支出金	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0
分担金及び負担金	0	0	0	0
使用料及び手数料	2,338	2,334	5,526	3,192
財産収入	0	0	0	0
その他の行政収入	0	0	0	0
行政収入 小計(a)	2,338	2,334	5,526	3,192
行政費用				
人件費	6,181	5,317	1,572	△ 3,745
物件費	188,664	189,047	167,155	△ 21,892
うち委託料	188,662	188,653	167,155	△ 21,498
維持補修費	6,467	28,203	10,119	△ 18,084
扶助費	0	0	0	0
補助費等	0	14	75	61
減価償却費	49,379	53,638	58,039	4,401
不納欠損引当金繰入額	0	0	0	0
買入・退職手当引当金繰入額	6,120	560	204	△ 356
その他の行政費用	0	0	0	0
行政費用 小計(b)	256,811	276,779	237,164	△ 39,615
行政収支差額 (a)-(b)=(c)	△ 254,473	△ 274,445	△ 231,638	42,807
金融収入 (d)	0	0	0	0
金融費用 (e)	0	0	0	0
金融収支差額 (d)-(e)=(f)	0	0	0	0
通常収支差額 (c)+(f)=(g)	△ 254,473	△ 274,445	△ 231,638	42,807
特別収入 小計 (h)	1,071	204	4,134	3,930
特別費用 小計 (i)	753	1,597	457	△ 1,140
特別収支差額 (h)-(i)=(j)	318	△ 1,393	3,677	5,070
当期収支差額 (g)+(j)=(k)	△ 254,155	△ 275,838	△ 227,961	47,877

効果等

- 課別・事業別の財務書類を作成・分析することにより、具体的なデータに基づいて各事業の課題を認識することができ、各事業における政策立案の際の根拠資料として活用することができる。
- 毎年度、課別・事業別財務書類を作成していくことにより、施策の効果の検証にも繋げていくことができる。

セグメント分析の実施手順①

(1) セグメントの単位等の設定

(以下の例は、図書館をイメージ)

① 分析の目的を設定する

例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

② セグメントの単位・対象を設定する

例) 単位: 施設毎、対象: 図書館

③ 作成する財務書類の範囲を決定

例) 行政コスト計算書及び貸借対照表
行政コスト計算書のみ

④ 対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定

例) 図書館が入る建物は対象とし、
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤ 按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定

例) 複数施設で一括契約している経費(例: 光熱費): 延床面積により按分

⑥ 必要な非財務情報を決定

例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦ 仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)

例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧ 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出し、直課/配賦

例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨ 人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦

例) 職員給与費(特別職を除く) 26億円 ÷ 全職員数(特別職を除く) 400人 × 担当職員数 5人 = 3,250万円

⑩ 作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

(3) 非財務情報を用いた比較分析

⑪ 非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施

例) 非財務情報(例: 貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦ 仕訳帳・予算執行データからの抽出

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
.....

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧ 固定資産台帳からの抽出

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A図書館	-	1990年1月1日	52,810,390	-
事業用資産/建物	A図書館	50年	2007年4月1日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	-	1980年6月1日	45,000,000	-
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
.....

⑪ 単位当たりコストの分析

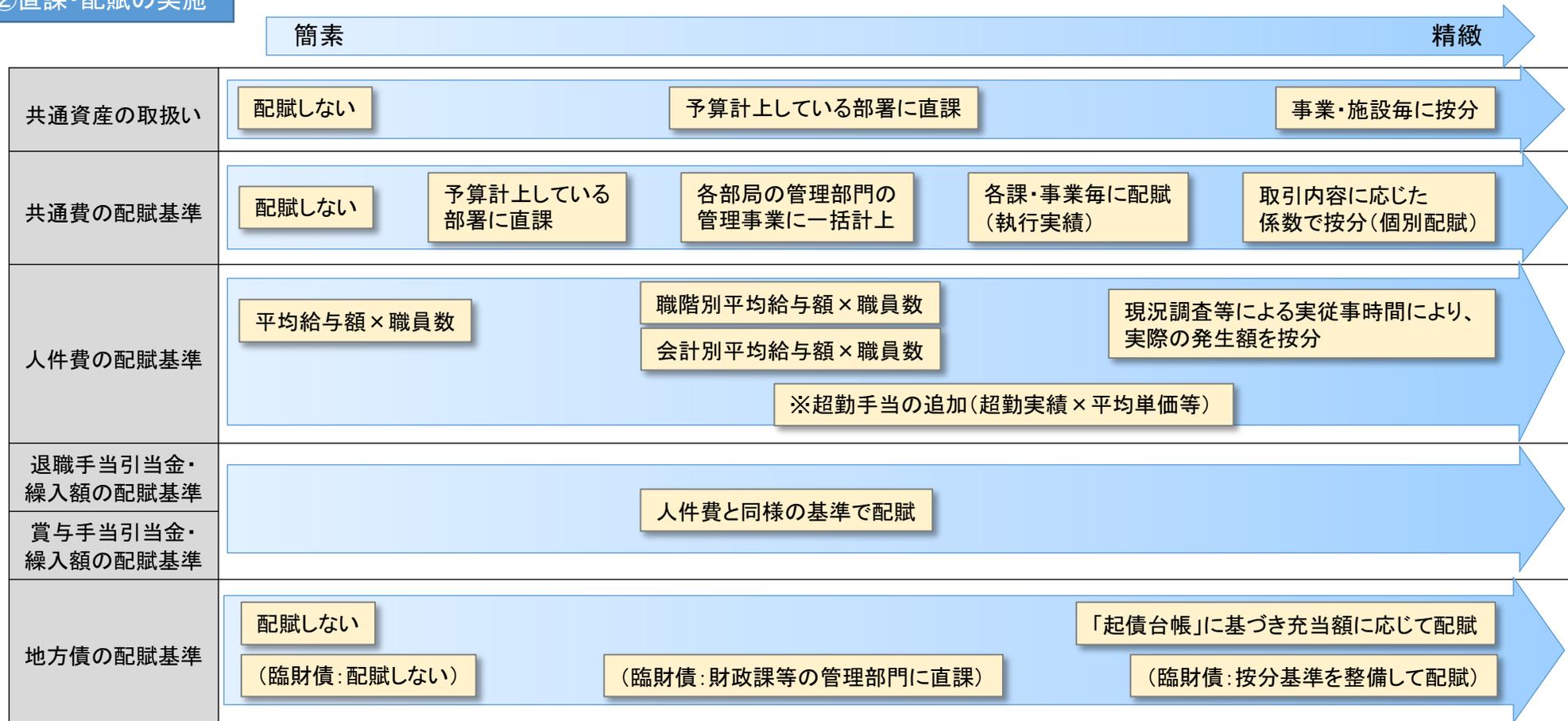
	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

セグメント分析の実施手順②

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出

②直課・配賦の実施



③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

固定資産台帳を活用した未利用資産の売却（大分県竹田市）

事例概要

- 保有している財産を有効に活用するため、固定資産台帳システムにおいて売却可能資産一覧を管理し、売却・貸付が可能な資産について、市の広報誌やホームページで公募。

取組内容

- 固定資産台帳システムにおいて、売却可能資産について管理（売却可能フラグを設定）するとともに、一覧を抽出の上、同システムに登録された各施設の状態などを参考にしながら、売却・貸付資産を決定。
- 対象資産の売却・貸付に当たっては、市の広報誌やホームページにおいて公募を実施。
- 加えて、売却可能資産及び老朽化の進んだ資産の有効活用をさらに推進するため、令和2年度に、対象施設をツアー形式で巡るサウンディング調査（民間事業者から広くアイデアや意見を聴取）を実施。ツアーには約20名が参加。当該意見も踏まえ、引き続き、活用方策を検討していく予定。

売却可能資産一覧（抜粋）

施設名称	所在地	建物用途区分	建物構造	延床面積(㎡)	建築取得金額(円)	建築年月日	取得年月日	売却可能フラグ	耐用年数
下木分庁舎	竹田市大字会々字下木2316-1	庁舎	鉄筋コンクリート	620.61	102,000,000	昭和38年8月10日	平成2年3月5日	売却可能資産	50
竹田方面隊第4分団第4部格納庫	竹田市大字次倉字瀬ノ口3616-5	倉庫・物置	鉄骨造	72.33	4,320,000	昭和58年4月1日		売却可能資産	31
赤坂地区集会所	竹田市大字会々字下木2694-1	集会所・会議室	木造	97.82	8,950,700	平成3年3月23日		売却可能資産	22
寺町地区集会所	竹田市大字竹田字山112116-4	集会所・会議室	木造	54.94	8,520,000	昭和56年4月14日		売却可能資産	22
東中自治会集会所	竹田市大字玉来字綿内1347	庁舎	木造	104.34	9,000,000	昭和56年3月23日		売却可能資産	24
旧竹田中学校給食共同調理場	竹田市大字竹田字鬼ヶ城1045-2	その他	鉄骨造	576.00	16,900,000	昭和49年3月25日		売却可能資産	31
白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字淵島4734-4	体育館	鉄骨造	420.00	75,600,000	昭和53年12月1日		売却可能資産	34
久住枝葉舎	竹田市久住町大字稻木5802-2	寮舎・宿舎	木造	498.69	65,000,000	昭和54年10月1日		売却可能資産	22
長寿館	竹田市直入町大字長湯字湯原7963	浴場・風呂場	鉄骨造	316.46	22,152,200	昭和61年12月2日		売却可能資産	34
須郷地区集会所	竹田市直入町大字下田北4477-2	集会所・会議室	木造	85.00	6,285,000	昭和62年12月18日		売却可能資産	22

公募イメージ

さがらにもおまかせのサービスです。お問い合わせください。

市が保有している建物を一般競争入札で売却します

番号	物件名	所在地	種類	延床面積
⑤	旧白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字淵島4734番6	建物	420.00㎡

入札日時 3月4日(木)午前9時～入札場所 市役所本庁舎2階会議室
 参加方法 事前に財政課市有財産経営管理室にお申し込みください。
 受付期間 2月12日(木)午後5時まで
 ※現地説明会は設定していませんが、物件確認は事前連絡により受け付けます。
 ※土地については貸し付けとなります。
 ※市税等を滞納している方等は入札に参加できません。
 財政課市有財産経営管理室 ☎63-1111 (内線233)

<広報誌掲載例>

売却・貸付結果一覧 (2020年03月12日更新)

◆平成30年度 市有財産売却結果等一覧

物件番号	物件名	所在地	区分	数量 (㎡)	取得年月日	売却額	備考
1	旧下野田町	竹田市大字大字大字大字大字大字大字	宅地・店舗	2,448.39㎡ / 55,594㎡	2018年12月19日	***	売却済
2	新入島地区集会所	竹田市大字大字大字大字大字大字	雑種地	762㎡	2018年2月21日	***	売却済

◆平成30年度 市有財産貸付結果等一覧

※貸付額が0円の場合は0円です。

◆令和元年度 市有財産売却結果等一覧

物件番号	物件名	所在地	区分	数量 (㎡)	取得年月日	売却額	備考
1	旧市役所庁舎内調理場	竹田市大字大字大字大字大字大字	宅地・店舗	3,088.22㎡ / 69,624㎡	2018年7月1日	***	売却済
2	大住町集会所(旧市役所庁舎)	竹田市久住町大字大字大字大字大字	宅地	209.22㎡	2018年7月30日	***	売却済
3	旧入田大地区	竹田市大字大字大字大字大字大字	宅地・雑種地	1,395.61㎡ / 336,714㎡	2018年7月30日	***	売却済
4	旧赤・白田集会所(旧市役所)	竹田市大字大字大字大字大字大字	宅地・雑種地	48,004㎡ / 72,334㎡	2018年3月4日	***	売却済
5	旧白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字淵島4734番6	体育館	420.00㎡	2020年3月5日	***	売却済

◆令和元年度 市有財産貸付結果等一覧

※貸付額が0円の場合は0円です。

<ホームページ掲載例>

効果等

- 固定資産台帳の情報を活用することで、市の保有する未利用財産の状況が一覧的に把握できることから、効率的に売却対象となる物件を選定可能。
- これまで、公募により、個人や民間事業者等に売却・貸付を実施（令和元年度：5件売却）。

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※ 措置率1/2（財政力補正あり））

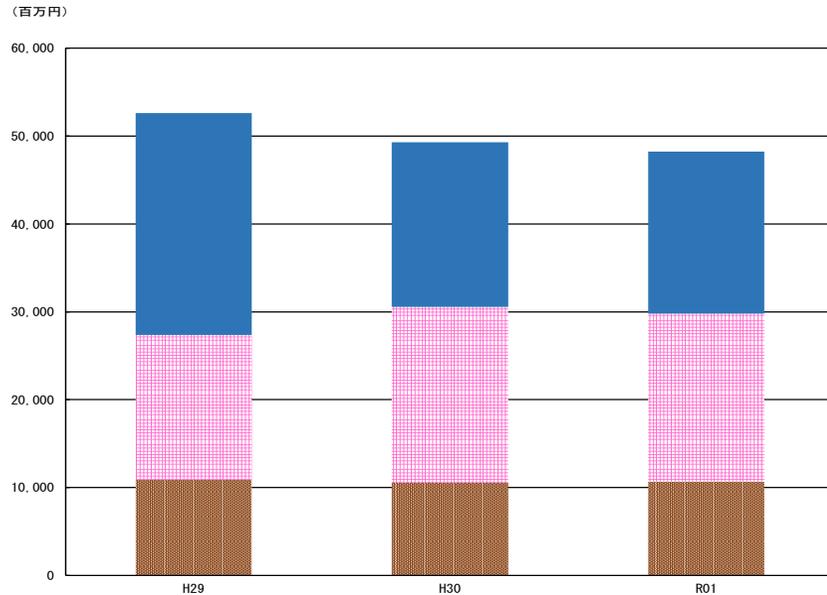
4 基金の積立て状況等の「見える化」の推進について

基金の積立て状況等の「見える化」の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」「(改革工程表に沿って、(略)地方自治体の基金の見える化(一覧化を含む)に、引き続き着実に取り組む。)を踏まえ、引き続き、すべての地方公共団体における基金の積み立て状況等を以下の様式により公表

【記載の具体例】

(11) 基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析（都道府県）



区分	年度	H29	H30	R01
基金残高	財政調整基金	10,891	10,536	10,687
	減債基金	16,470	20,034	19,105
	その他特定目的基金	25,248	18,749	18,467
	地域医療介護総合確保基金	4,515	4,256	5,176
	農林漁業振興臨時対策基金	3,306	3,329	3,676
	介護保険財政安定化基金	1,225	1,225	1,225
	後期高齢者医療財政安定化基金	1,199	1,199	1,199
	環境保全センター維持管理基金	556	694	919
	基金残高合計	52,610	49,320	48,259

令和元年度	秋田県
<p>基金全体</p> <p>(増減理由) 財政調整基金は、事業量の減や前年度決算剰余金の積み戻しにより積立額が取崩額を1.5億円上回った。 減債基金は、県債の償還財源に充てるために取り崩しを行った結果、前年度比で9.3億円減少した。 その他特定目的基金は、安定的な医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムの充実に必要な地域医療介護総合確保基金の積み増しを行った一方、地域活性化対策基金を中心とした取り崩しや県民の医療の確保に関する臨時対策基金の廃止により、前年度比で2.8億円減少した。 基金全体の残高は、前年度比で10.6億円減少した。</p> <p>(今後の方針) 近年は基金残高は減少傾向にあり、各種基金の残高は今後も減少していく見込である。 引き続き基金の使途の明確化に努めるとともに、適正水準での管理となるよう基金の内容を精査していく。</p>	
<p>財政調整基金</p> <p>(増減理由) 平成29年度及び平成30年度の大規模災害に対応するための経費等の財源として活用しているが、事業量が前年度比で減少したほか、前年度決算剰余金の積み戻しにより積立額が取崩額を1.5億円上回った。</p> <p>(今後の方針) 大規模災害や緊急を要する施策等へ対応するため、減債基金と合わせて予算規模の約5%、標準財政規模の約10%である300億円の残高を確保するように努める。</p>	
<p>減債基金</p> <p>(増減理由) 財政状況が厳しい中であっても将来負担を増やさないよう県債の償還を行った結果、取崩額が積立額を上回り、前年度比9.3億円の減となった。</p> <p>(今後の方針) 税収等の歳入が減少しても県債の償還に影響が出ないよう、財政調整基金と合わせて予算規模の約5%、標準財政規模の約10%である300億円の残高を確保するように努める。</p>	
<p>その他特定目的基金</p> <p>(基金の使途) 【地域医療介護総合確保基金】 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを充実する事業の実施に充てるもの。 【農林漁業振興臨時対策基金】 国の農政改革を始め農林漁業における労働力不足の顕在化、技術革新の急速な進展など経済・社会情勢の変化に的確に対応し、複合型の農業生産構造への転換等を加速するとともに、労働生産性の高い経営体を育成し、農林漁業の成長産業化に資する事業の実施に充てるもの。</p> <p>(増減理由) 【地域活性化対策基金】 厳しい財政状況の中、県内各地域の活性化に資する事業に充てるため、取崩を行ったことにより、6.2億円の減となった。 【地域医療介護総合確保基金】 複数年度にわたる事業計画に基づく在庫内示により積み増しを行ったため、9.2億円の増となった。</p> <p>(今後の方針) 【地域医療介護総合確保基金】 計画認定に伴う積立額の増加により令和2年度末の残高見込は53億円となるが、今後は事業の進捗に伴い減少する予定である。 【農林漁業振興臨時対策基金】 現行条例では令和3年度までの設置とされており、事業への充たにより引き続き減少する予定である。 【地域活性化対策基金】 令和2年度末の残高は1億円を割ると見込んでおり、引き続き減少する予定である。</p>	

※ この他、基金残高等一覧(財政調整基金、減債基金、その他主な特定目的基金の年度末残高や増減等を一覧化したもの)を公表

5 地方単独事業(ソフト)の決算情報の 「見える化」の推進について

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 地方単独事業（ソフト）について、平成29年度決算分から、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考えの下に、371の歳出小区分を設定して試行調査を実施、結果を公表。

令和元年度以降の取組

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」（地方単独事業（ソフト）に関して、試行調査を行い明らかになった課題に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む）を踏まえ、平成30年度決算分及び令和元年度決算分について、平成29年度決算分に係る試行調査で明らかになった課題に以下のとおり対応の上、試行調査を実施し、結果を公表。

主な課題	対応
歳出区分の設定のあり方	地方公共団体の意見を踏まえた歳出小区分の新規追加（404区分）
歳出区分への計上精度の向上	地方公共団体の意見を踏まえた記載要領の明確化
システム改修による対応の必要性・コスト	各地方公共団体の財務会計システムの現況等の把握

今後の対応

- 令和2年度決算分及び令和3年度決算分については、これまでと同様に試行調査として実施し、令和4年度決算分（令和5年度に実施予定）からは、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする全数調査として実施。
- 地方公共団体におけるシステム改修に要する経費について、特別交付税措置を講ずる。

特別交付税措置（令和4年度）

対象団体 : 道府県、市町村
対象経費 : 地方単独事業（ソフト）の「見える化」調査に係るシステム改修に要する経費（上限2,000千円）
算定額 : 対象経費 × 0.5（財政力補正なし）

6 地方公会計の「見える化」の推進について

地方公会計の「見える化」の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

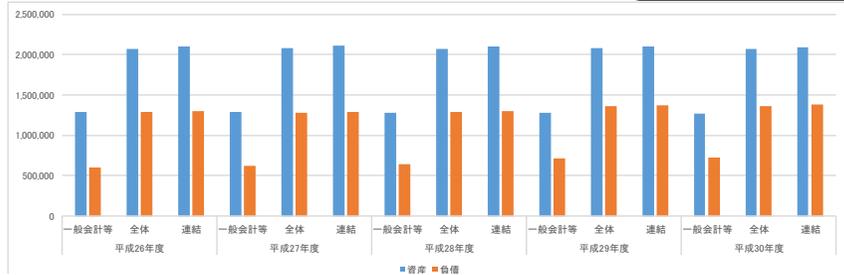
財務書類の概要

平成30年度 財務書類に関する情報①	人口 792,868 人(H31.1.1現在)	職員数(一般職員等) 9,473 人
団体名 新潟県新潟市	面積 726.45 ㎢	実質赤字比率 - %
団体コード 151009	標準財政規模 230,121,929 千円	連結実質赤字比率 - %
	類似団体区分 政令指定都市	実質公債費率 10.6 %
		将来負担比率 138.0 %

1. 資産・負債の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	資産 1,287,130	1,288,193	1,285,388	1,278,478	1,285,341
	負債 600,199	625,950	646,811	714,397	722,725
全体	資産 2,076,037	2,078,657	2,072,377	2,077,393	2,068,467
	負債 1,288,643	1,281,973	1,282,062	1,362,262	1,367,924
連結	資産 2,106,593	2,108,338	2,100,713	2,103,456	2,094,202
	負債 1,302,768	1,295,443	1,305,918	1,374,654	1,380,534

- 行政コストの状況
 - 純資産変動の状況
 - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:
平成30年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べて101億円の減となっている。これは、市民芸術文化会館大規模改修工事や中央区役所整備などが前年度で一定程度完了したことから、平成30年度においては施設整備による資産の形成が前年度に比べて減少し、減価償却の方が大きくなったため、有形固定資産が減少した影響が大きい。
一方で、負債の総額は、前年度に比べて84億円の増となっている。建設事業に対する市債の残高は減少したものの、臨時財政対策債の残高が201億円増加したことによるものである。
連結での資産総額は2兆942億円である。これは下水道事業会計(5,942億円)をはじめとする公営企業会計の公共資産が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,805億円であり、これも資産同様下水道事業会計(5,527億円)及び水道事業会計(833億円)などの加算によるものである。

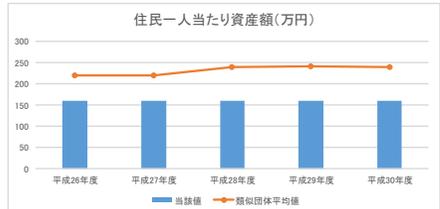
地方公会計に係る指標

平成30年度 財務書類に関する情報② (一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額 (万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産合計	128,713,475	128,819,257	128,538,582	127,847,811	126,834,142
人口	804,413	802,936	800,112	796,773	792,868
当該値	160.0	160.4	160.7	160.5	160.0
類似団体平均値	219.8	219.5	240.0	241.9	240.5



分析欄:

1. 資産の状況

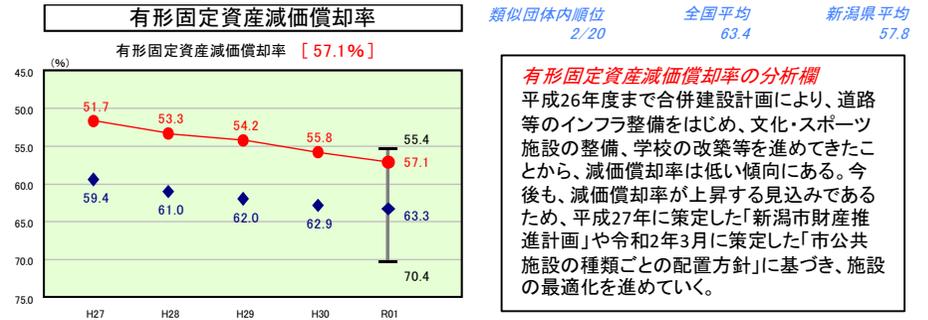
平成30年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いため、減価償却の無い土地の市民一人あたり資産額が低いことが影響していると考えられる。
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

- 資産と負債の比率
 - 行政コストの状況
 - 負債の状況
 - 受益者負担の状況
- も同様に公表

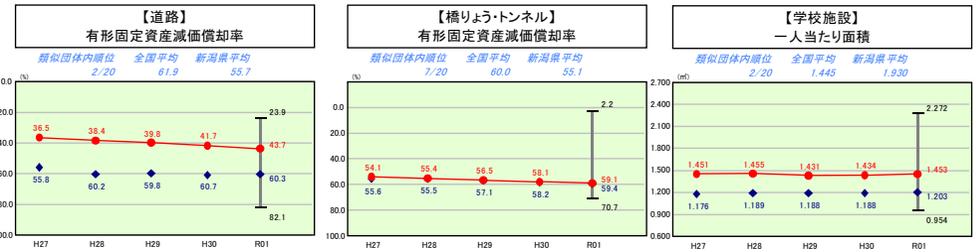
【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

(抜粋)



施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等



施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く公共施設において、市民一人当たり面積が政令市平均を上回っている。
道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長くなっている。有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっているが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれている。
橋りょうは市内に4,000橋を超える数があり、高度経済成長期の始まりを境に集中して整備してきたことから、今後建設後50年を超えるものが増大するため、橋りょうのアセットマネジメントによる計画的な維持管理を進めている。
学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっているため、今後も適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施する必要がある。有形固定資産減価償却率は、政令市平均が上昇傾向にあるのに対し、統廃合の実施により上昇が抑制されている。

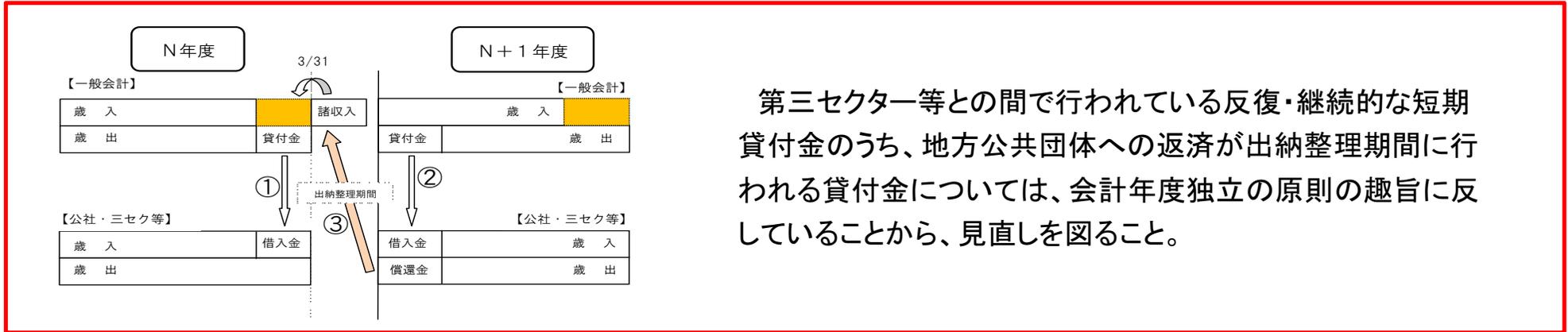
施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

7 地方公共団体財政健全化法の適切な運用について

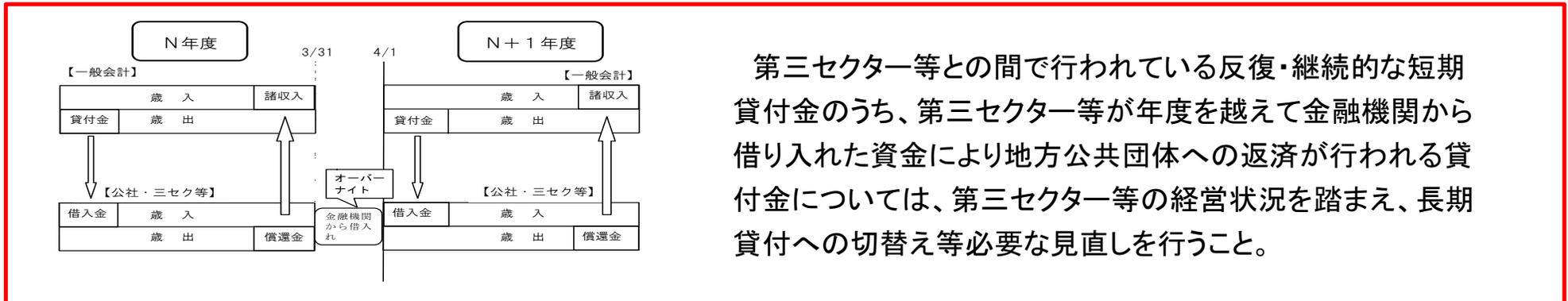
反復・継続的な短期貸付金等について

1. 単コロについて



第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。

2. オーバーナイトについて



第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

3. 会計年度を越える基金の繰替運用について

会計年度を越える基金の繰替運用については、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

※ 将来負担比率の算定上、繰替運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実にを行うなど、健全化判断比率の算定において適切に対応するとともに、実態に即した情報開示を行うこと。

8 若者定着に向けた地方創生の取組について

奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

○ 若年層を中心とした地方から東京圏等への人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組が重要であることから、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県又は市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を特別交付税措置するもの。(令和2年度算定額：4.4億円)

道府県の場合

道府県

地元産業界
一般の寄附等

特別交付税措置→

出捐

出捐

基金

(例：●●県人口減少対策就職支援基金)

【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・道府県の基金への出捐額(※)
 - ・制度の広報経費
- ※道府県が基金総額の1/2以上を負担する場合も対象とするが、基金総額の1/2が上限
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の道府県 (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の道府県 (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

奨学金返還の全部
又は一部を負担



大学生等

奨学金貸与

奨学金返還

奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

市町村の場合

市町村

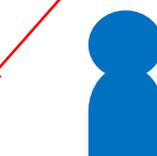
特別交付税措置→

奨学金返還の全部
又は一部を負担

【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・市町村負担額
 - ・制度の広報経費
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の都道府県の区域内市町村
 - ・若年層人口が流入超過の都道府県の区域内における条件不利地域を含む市町村(政令市を除く) (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内市町村(措置率0.5の団体を除く) (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

※令和4年度算定から新たに追加



大学生、高校生等

奨学金貸与

奨学金返還

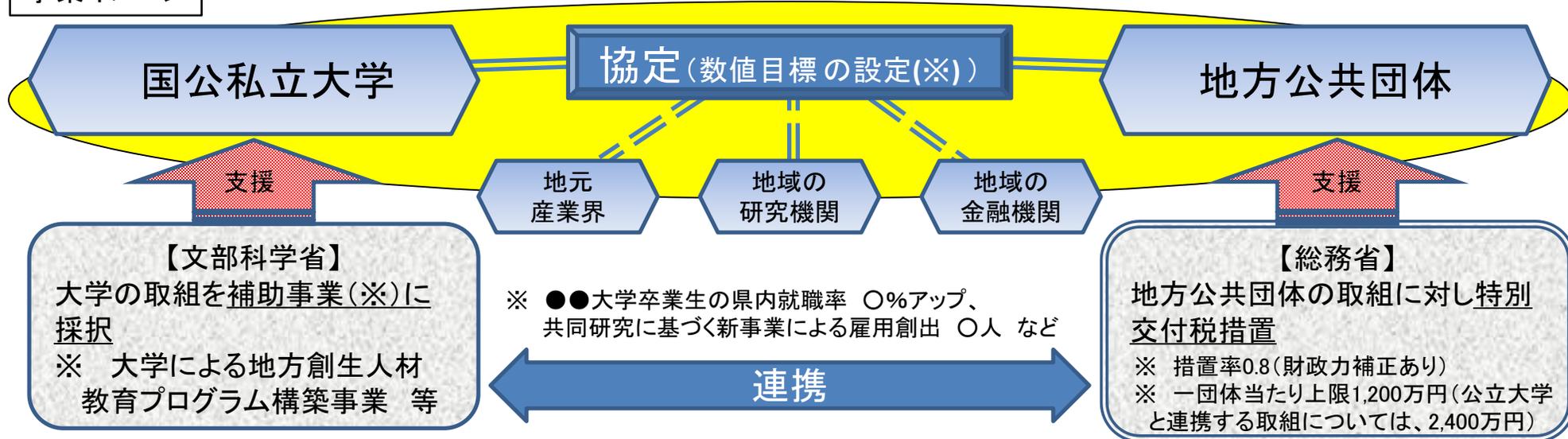
奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

注1) 若年層人口：20～24歳の人口

注2) 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の適用区域

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

9 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について

令和4年度における過疎対策事業債・辺地対策事業債の留意事項について

1 地方債計画額（過疎対策事業債・辺地対策事業債）

令和4年度地方債計画額は、公共施設の老朽化対策の推進等のため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債ともに充実することとし、以下の額を計上

過疎対策事業債	5,200億円（対前年度200億円の増）
辺地対策事業債	530億円（対前年度10億円の増）

2 過疎対策事業債特別分について

次の事業を特別分として位置付け、他の事業に優先して同意等を行う

- ① 雇用創出特別分【継続】…………… 民間雇用の創出や産業振興に資する事業
- ② 光ファイバ等整備特別分【継続】…………… 光ファイバ等の整備事業（通信施設・設備に関するもの）
- ③ 公共施設マネジメント特別分【継続】… 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業

3 過疎対策事業債ソフト分の発行限度額について

過疎対策事業債ソフト分※の発行限度額について、算定方法及び新過疎法の施行に合わせて講じられている激変緩和措置の漸減率は次のとおり

※ 過疎市町村の税収が乏しいことから、全市町村平均の財政力指数と個々の過疎市町村の財政力指数を比較し、留保財源の差の一定割合を埋める趣旨で講じられている。

発行限度額の算定方法

○ 算式

$$A \times \frac{(0.51 - B)}{1/3} \times 0.2$$

↑ 全市町村平均の財政力指数(過疎法における過疎団体の要件)

(算式の符号)

A：当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の
地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B：当該市町村の財政力指数
(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)

○ 最低限度額 3,500万円

激変緩和措置

- 旧過疎法からの過疎市町村及び過疎地域の要件を満たさなくなった市町村(卒業団体)について、各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合、6年間(卒業団体のうち財政力指数が0.40を下回る団体は7年間※)、その差額に以下の数値を乗じて得た額を加算

R3	R4	R5	R6	R7	R8	※R9
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

※卒業団体のうち財政力指数が0.40以下の団体

4 地方公共団体金融機構資金について(辺地対策事業債)

新たに、辺地対策事業債を地方公共団体金融機構資金の貸付対象に追加

○ 機構資金を16億円確保

○ 機構資金の償還期間は30年以内(簡易水道施設・下水道処理施設について、利率見直し方式での借入れの場合は、40年以内)

※財政融資資金の償還期間は10年以内